鹿児島県公報

平成27年3月27日(金)第3096号の3



行 鹿 発 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

示 告

○道路の位置指定(6件)

- (鹿児島地域振興局取扱い) 1
 - (南薩地域振興局取扱い) 2
 - (北薩地域振興局取扱い) 2
- (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 2
 - (熊毛支庁取扱い) 3
 - (大島支庁取扱い) 3

教育委員会規則

教育委員会教育長告示

県立病院局企業管理規程

○鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則(※)

(高校教育課取扱い) 3

(高校教育課取扱い) 4

- ○鹿児島県立高等学校の廃止に伴う事務引継校の告示
- ○県立病院局組織規程の一部を改正する規程(※)

- (県立病院課取扱い) 4
- ○県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程(※)
- (県立病院課取扱い) 4
- ○鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程(※)
 - (県立病院課取扱い) 5

告 示

鹿児島地域振興局告示第3号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の 位置を指定した。

平成27年3月27日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

指定年月	申請者の住所及び	直路の幅員		道路の延長	
日	氏名等	地番	担 路 が	坦的少姓氏	
平成26年	鹿児島市東開町13	日置市伊集院町郡字	6.02メートル~	57.19メートル	
12月11日	番7号	大園田1341番 1	6.03メートル		
	丸和建設株式会社				
	代表取締役				
	和田康伸				
平成26年	鹿児島市南郡元町	日置市伊集院町清藤	6.00メートル~	65.47メートル	
12月11日	14番 9 号	字大宮司1330番13	6.03メートル		
	三洋ハウス株式会				
	社				
	代表取締役				
	逆瀬川勇				
平成27年	鹿児島市鴨池新町	日置市東市来町長里	6.00メートル~	51.80メートル	
2月10日	27番 1 -802号	字四反ヶ丸44番5,	6.05メートル		

鹿 児 島 県 公 報 平成27年3月27日(金)第3096号の3

西美枝子	45番4及び45番10		
日置市東市来町長			
里2234番地			
中村道男			

南薩地域振興局告示第4号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年3月27日

_				南薩地域振興局長	西井上誠
	指定年月 日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	関係土地の地名及び 地番	道路の幅員	道路の延長
	平成27年 3月10日	南さつま市加世田 川畑2648番地	南さつま市加世田村原四丁目18番2	5.00メートル	27.94メートル

北薩地域振興局告示第5号

南さつま市長本坊輝雄

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年3月27日

北薩地域振興局長 萩 亮

指定年月日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	関係土地の地名及び 地番	道路の幅員	道路の延長
平成26年 12月12日	出水市下知識町 107番地 有限会社パインヒ ル不動産 代表取締役 松岡信幸	出水市西出水町1091 番 4	4.10メートル	32.18メートル

姶良 · 伊佐地域振興局告示第 4 号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年3月27日

始良·伊佐地域振興局長 陶山修

指定年月日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	関係土地の地名及び 地番	道路の延長	
平成26年	姶良市宮島町63番	姶良市西餅田字平前	6.02メートル~	55.90メートル
8月28日	地 1	1581番 9	7.04メートル	
	山姶ハウジング株			
	式会社			
	代表取締役			
	池田清			
平成26年	姶良市平松4951番	姶良市西餅田字瀬戸	5.00メートル~	28.79メートル
9月8日	地 1	417番 1	5.01メートル	
	株式会社アーバン			

鹿児島県公報

	開発			
	代表取締役			
	山口俊彦			
平成27年	姶良市宮島町26番	姶良市加治木町木田	6.00メートル	114.41メートル
1月16日	地	字鈴玉4572番4及び		
	姶良市土地開発公	4728番1地先里道の		
	社	一部		
	理事長			
	笹山義弘			

熊毛支庁告示第2号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年3月27日

熊毛支庁長 堂前博文

		,,,,	7 114 14 24	
指定年月	申請者の住所及び	関係土地の地名及び	道路の幅員	道路の延長
日	氏名等	地番		
平成26年	西之表市西之表	西之表市西之表字新	6.00メートル	85.34メートル
10月7日	7730番地	城野首8110番3並び	4.00メートル	
	春田久男	に字水洗入口8257番		
		38, 8257番39及び		
		8266番 4		
平成26年	熊毛郡中種子町野	熊毛郡中種子町納官	4.00メートル	95.17メートル
12月2日	間5186番地	字大蟹川6425番 2	5.20メートル	
	中種子町長			
	川下三業			

大島支庁告示第7号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年3月27日

大島支庁長 本重人

‡	旨定年月	申請者の住所及び	関係土地の地名及び	道路の幅員	送敗の延 長
ŀ	∃	氏名	地番	担 的 が 幅 貝	道路の延長
7	平成27年	大島郡徳之島町亀	大島郡徳之島町亀津	4.14メートル~	34.81メートル
;	3月2日	津891番地	字蔵越891番 6	4.18メートル	
		清島章展			

教育委員会規則

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第3号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則(昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

鹿児島県立志布志高等学校│志布志市

全日制 | 3年 | 普通科

鹿 児 島 県 公 報 平成27年3月27日(金)第3096号の3

教育委員会教育長告示

鹿児島県教育委員会教育長告示第1号

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第38号)の一部を改正する条例制定に伴い、廃止する鹿児島県立高等学校の事務引継校を次のとおり定め、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月27日

鹿児島県教育委員会教育長 六反省一

廃止する高等学校	事務引継校
鹿児島県立有明高等学校	鹿児島県立串良商業高等学校

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第2号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程(平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中

「循環器内科部長」循環器内科診療等に関する事務」」を 「循環器内科部長」循環器内科診療等に関する事務 第一循環器内科 部長 第二循環器内科 部長 第10条の表中「心理技師」を「精神保健福祉主事 心理技師」に改める。 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成27年3月27日

鹿児島県公報

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第3号

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程

県立病院局事務処理規程(平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表11の項事務の種類の欄中「(明治23年法律第29号)」を「(平成8年法律第109号)」 に改め、同項第1号中「272」を「191」に改める。

別表11の項中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号の次に次の3号を加える。

別表11の頃甲第12万を第15万	$^{\prime}$,	11万	ど男	14万	2 0	,	10万	の状に状の
(11) 部長等の配偶者同行休		0							
業又は配偶者同行休業の									
期間の延長の承認及び配									
偶者同行休業の取消し									
(地公法26の6①④⑥,									
服務規程15の8,就業規									
程4の3)									
(12) 次長又は課長(それぞ		\circ							
れの相当職を含む。)の									
職にある者の配偶者同行									
休業又は配偶者同行休業									
の期間の延長の承認及び									
配偶者同行休業の取消し									
(地公法26の6①④⑥,									
服務規程15の8,就業規									
程4の3)									
(13) 課長補佐(相当職を含			\circ						
む。)の職以下にある者									
の配偶者同行休業又は配									
偶者同行休業の期間の延									
長の承認及び配偶者同行									
休業の取消し(地公法26									
の6①④⑥,服務規程15									
の8, 就業規程4の3)									
[[] 日[]									

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成27年3月27日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第4号

鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程(平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

別表中14の項を17の項とし、4の項から13の項までを3項ずつ繰り下げ、3の項を5の項とし、2の項の次に次のように加える。

,	21 21 21 - 21	0		
3	姶良病院に勤務する訪	夏用作業服 (上下)	2 着	2年
	問看護に従事する看護師	冬用作業服(上下)	2 着	1.5年
4	姶良病院に勤務するデ	作業服(上下)	2 着	2年
	ィケアに従事する看護師		1 着	1年

別表に6の項として次のように加える。

6 保健師,精神保健福祉 夏用作業服(上下) 1着 2年

鹿 児 島 県 公 報 平成27年3月27日(金)第3096号の3

士 | 冬用作業服(上下) | 1 着 | 1.5年 |

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。